

2-7-2 歩道横断勾配

歩道等の横断勾配は1%以下とする。ただし、透水性舗装を用いない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2%以下とすることができる。【解説1】【解説2】

【解説1】横断勾配

横断勾配は、車いす使用者の走行、高齢者等に配慮して可能な限り小さくする必要がある。

一般的に、歩道には排水のために2%を標準として横断勾配を設けるものとしているが（道路構造令第24条第2項）、ここでは歩道の舗装面を透水性舗装にすること（2-8）を前提に横断勾配を1%以下と規定した。

横断勾配を1%以下としたのは、透水性舗装であっても、透水性のレベル低下や目づまり等により路面に一時的に水たまり等が発生する恐れもあることなどから最低限の勾配を付したものである。

「地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合」とは、透水性舗装を適用しない場合や歩車道境界部の取合の関係等、特別の理由がある場合のみ2%以下^(注)まで許容させるものである。

また、近年、舗装材料として、インターロッキングブロックが多用されているが、インターロッキングブロックも、その製品により、透水性と非透水性のものが流通している。

元来、インターロッキングブロックは、ある程度の透水性は期待されていたが、「インターロッキングブロック舗装 設計施工要領（平成12年7月）社団法人インターロッキングブロック舗装技術協会」^{参考 20}より、透水性インターロッキングブロックの透水係数は、毎秒 $1 \times 10^{-2} \text{cm}$ 以上、また、非透水性インターロッキングブロック使用時の横断勾配は、2.0%と記載されていることから、インターロッキングブロック舗装についても、透水性・非透水性の材料の別により、判断すべきである。

（注）「3%以上では、車椅子の走行上安定した走行が得られない。」

「歩道横断勾配が車椅子走行に与える影響」 1995年8月土木計画学研究・論文集 No. 12^{参考 21}より

【解説2】セミフラット時の排水処理

セミフラットタイプでは、歩道からの排水が縁石天端を流下しない構造となるため、歩車道境界部で、水がたまることとなる。そこで、セミフラットタイプの縁石を使用する際には、水抜き穴を設けるなど、特別の配慮が必要である。